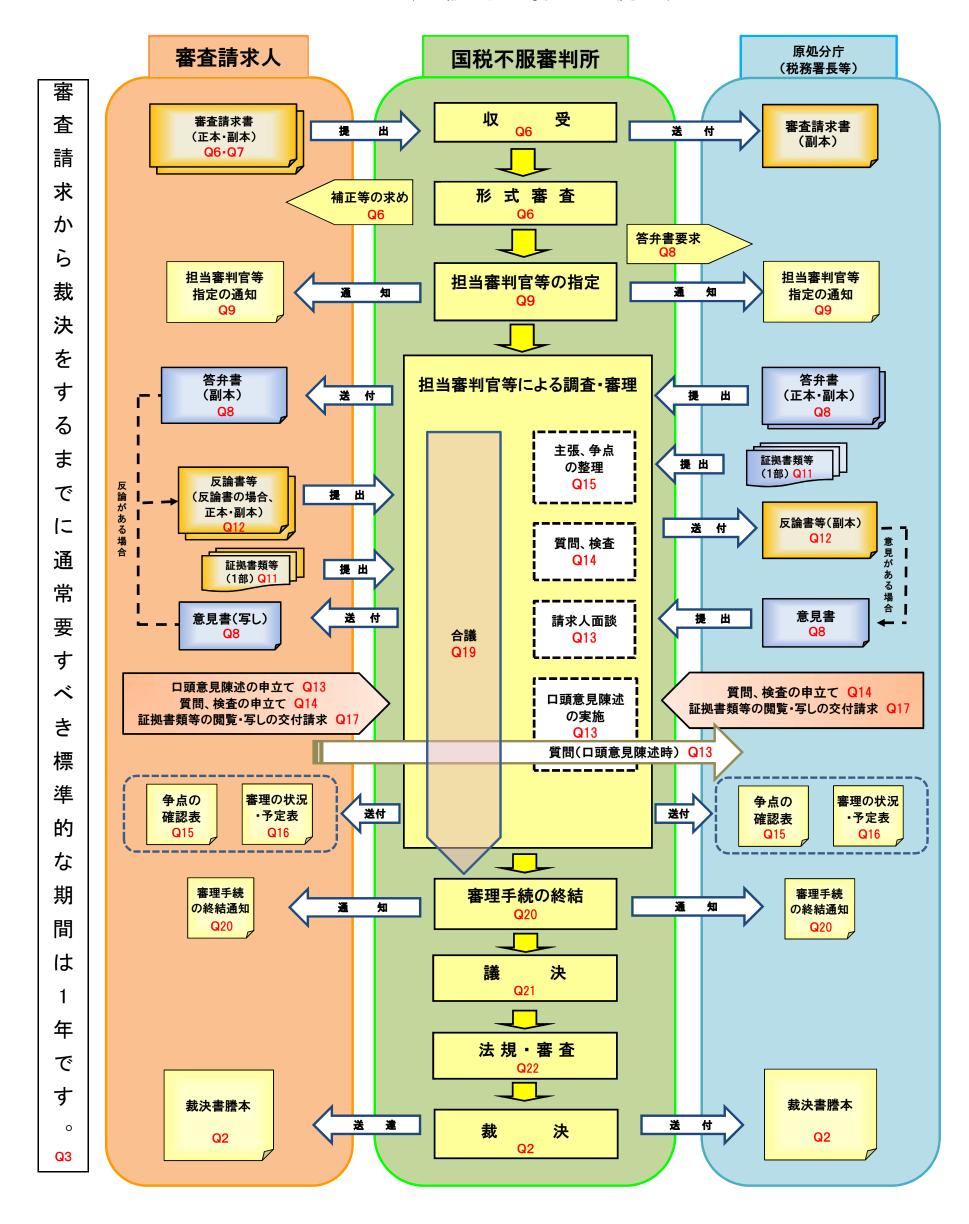
国税不服審判所における審査請求手続 (一般的な審理の流れ)



- 〇 このリーフレットは、審査請求から裁決書謄本が送達されるまでの審理の流れをご理解いただくために作成したものです。
- 小冊子「審査請求よくある質問 -Q&A-」と併せてご活用ください。 ○ 上記の図解内の「Q○」は、「審査請求よくある質問 -Q&A-」のQ(問)番号を示しています。
- 〇 このリーフレットに記載された審理の流れは一般的なものであり、審査請求の内容、調査・審理の状況等によって異なる場合があります。

国税不服審判所の所在地・管轄区域

(会和6年8月現在)

		(令和6年8月現在)
本部	郵便番号・所在地	電話番号	
国税不服審判所	〒100-8978 千代田区霞が関3-1-1	03 (3581) 4101	
支 部・支 所	郵便番号・所在地	電話番号	管轄(分掌)
札幌国税不服審判所	〒060-0042 札幌市中央区大通西10 札幌第二合同庁舎	011 (231) 9611	北海道
仙台国税不服審判所	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎	022 (221) 7561	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東信越国税不服審判所	〒330-9718 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048 (600) 3221	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県
新潟支所	〒951-8104 新潟市中央区西大畑町 5 1 9 1	025 (228) 0991	(新潟県)
長野支所	〒380-0845 長野市西後町608-2	026 (232) 6489	(長野県)
東京国税不服審判所	〒102-0074 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	03 (3239) 7181	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
横浜支所	〒231-0001 横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎	045 (641) 7901	(神奈川県)
金沢国税不服審判所	〒921-8013 金沢市新神田 4 - 3 - 1 0 金沢新神田合同庁舎	076 (292) 7880	富山県 石川県 福井県
名古屋国税不服審判所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-4 名古屋第二国税総合庁舎	052 (972) 9411	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
静岡支所	〒420-0853 静岡市葵区追手町10-88	054 (253) 6376	(静岡県)
大阪国税不服審判所	〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-63 大阪合同庁舎第三号館	06 (6943) 0370	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
京都支所	〒606-8323 京都市左京区聖護院円頓美町18	075 (761) 4285	(滋賀県 京都府)
神戸支所	〒652-0802 神戸市兵庫区水木通2-1-4	078 (577) 3600	(兵庫県)
広島国税不服審判所	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6 - 3 0 広島合同庁舎 4 号館	082 (228) 2891	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
岡山支所	〒700-0814 岡山市北区天神町3-23	086 (222) 8094	(鳥取県 岡山県)
高松国税不服審判所	〒760-0018 高松市天神前3-5 高松第二国税総合庁舎	087 (861) 5635	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡国税不服審判所	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092 (411) 5401	福岡県 佐賀県 長崎県
熊本国税不服審判所	〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟	096 (326) 0911	熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
国税不服審判所沖縄事務所	〒900-0029 那覇市旭町9 沖縄国税総合庁舎	098 (867) 2931	沖縄県

※支部及び支所の所在地等の最新情報は国税不服審判所ホームページでご確認ください。

国税不服審判所と審査請求手続

◎ 国税不服審判所は

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁 決を行う機関(国税庁の特別の機関)であり、税務行政部内における公正な第三者的 機関として、適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図 るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、審査請求人と税 務署長や国税局長など(「税務署長等」といいます。)との間に立つ公正な立場で審査 請求事件を調査・審理して裁決を行っています。

◎ 審査請求の手続は

審査請求は、必要事項を記載した審査請求書(正副2通)を提出して行います。

なお、審査請求に当たっては、手数料を納める必要はありません(ただし、証拠書類 等の写しの交付を請求する場合には、写しの作成費用として、1枚につき所定の手数料 が発生します。)。

審査請求事件の早期解決のためには、証拠書類などの積極的な提出が不可欠となり ますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 国税不服審判所長の裁決は

国税不服審判所長の裁決は、税務署長等が行った処分より審査請求人にとって不利 益となることはありません。

また、裁決は、行政部内における最終判断であり、税務署長等は裁決の内容を不服 として訴訟を提起することはできません。

一方、審査請求人は、裁決があった後の処分になお不服がある場合は、**裁決があっ** たことを知った日の翌日から6か月以内に裁判所に訴訟を提起することができます。

なお、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がない場合は、 裁決を経ないで裁判所に訴訟を提起することができます。

審査請求 について調べたいときは、国税不服審判所ホームページ へ

国税不服審判所

を|検索』

